

資料 1

漁業法（昭和 24 年 12 月 15 日法律第 267 号）（抄）

（構成）

第 137 条 海区漁業調整委員会は、委員をもつて組織する。

2 海区漁業調整委員会に会長を置く。会長は、委員が互選する。ただし、委員が会長を互選することができないときは、都道府県知事が委員の中からこれを選任する。

漁業法施行令（昭和 25 年 3 月 13 日政令第 30 号）（抄）

（会長の職務）

第 13 条 漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の会長は、それぞれ、会務を総理し、会を代表する。

2 漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会について、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ委員が互選した者がその職務を代理する。

神奈川海区漁業調整委員会の会議等に関する規程（昭和 38 年 10 月 29 日神奈川海区漁業調整委員会告示第 2 号）（抄）

（会長の任期等）

第 2 条 会長の任期は、2年とする。ただし、会長が任期中に欠けた場合における補欠の会長の任期は、前任の会長の残任期間とする。

2 会長は、再任されることができる。

3 会長は、任期が満了しても後任の会長が就任するまでの間は、なおその職務を行う。

（副会長の設置及び職務）

第 3 条 令第 13 条第 2 項の規定によるあらかじめ委員が互選した者として、委員会に副会長 2 人を置く。

2 副会長は、会長を補佐する。

（副会長の任期等）

第 4 条 副会長の任期は、2年とする。ただし、副会長が任期中に欠けた場合における補欠の副会長の任期は、前任の副会長の残任期間とする。

2 副会長は、再任されることができる。

3 副会長は、任期が満了しても後任の副会長が就任するまでの間は、なおその職務を行う。